

# 奈良市公報

号外第13号 令和5年12月条例等

令和6年9月25日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 27	33	奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	DX推進課
12 27	34	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
12 27	35	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課
12 27	36	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	人事課
12 27	37	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	人事課
12 27	38	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	市民課
12 27	39	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	子ども育成課、福祉医療課
12 27	40	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
12 27	41	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
12 27	42	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
12 27	43	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	環境政策課
12 27	44	奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例	住宅課
12 27	45	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
12 27	46	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	企業総務課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 13	61	旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	保健衛生課
12 13	62	生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	保健衛生課

12	21	63	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課
12	27	64	奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則	DX推進課
<b>告 示</b>				
月	日	番号	件名	主管
12	4	521	都市公園の供用開始	公園緑地課
12	6	529	奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	地域教育課
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
12	27	20	奈良市企業局の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程	企業総務課
12	27	21	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
12	27	22	奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
12	27	10	奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則	教育政策課

## 条

## 例

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第33号**

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等における行政手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる共通の事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条に規定する会議規則、第130条第3項に規定する規則、第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
  - ア 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくは公営企業管理者若しくはこれらに置かれる機関若しくは議会又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等において独立に権限を行使することを認められた職員
  - イ 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用す

る。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。
- 5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもって行わせることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
  - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
  - 4 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
  - 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

- 第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。
- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し併せて提出すべきことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、併せて提出することを要しないこととすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年12月27日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第34号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第6条

(2) 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条

(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)第6条

(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)第5条

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条

(2) 教育長の給与に関する条例第5条

(3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条

(4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定（以下これらを「改正後の特別職条例等の規定」という。）は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月27日揭示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第35号**

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800

16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300					
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						

	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
	94		295,900	343,600								
	95		296,200	344,100								
	96		296,600	344,500								
	97		296,800	344,700								
	98		297,100	345,100								
	99		297,500	345,500								
	100		297,900	345,800								
	101		298,100	346,100								
	102		298,400	346,500								
	103		298,800	346,900								
	104		299,100	347,300								
	105		299,300	347,800								
	106		299,600	348,200								
	107		300,000	348,600								
	108		300,300	349,000								
	109		300,500	349,500								
	110		300,900	349,900								
	111		301,300	350,200								
	112		301,600	350,500								
	113		301,800	351,000								
	114		302,000									
	115		302,300									
	116		302,700									
	117		302,900									
	118		303,100									
	119		303,400									
	120		303,700									
	121		304,100									
	122		304,300									
	123		304,600									
	124		304,900									
	125		305,200									
定年前再任用短時			基準給料 月額									

間勤 務職 員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に改める。

第6条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第5条第1項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第24条第2項及び第3項並びに第25条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(令和5年12月27日掲示済)

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第36号

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宿日直手当、期末手当」の次に「、勤勉手当」を、「報酬、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第14条第2項中「及び第24条」を「、次条、第24条及び第24条の2」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第25条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」

とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第24条の2を第24条の3とし、第24条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第24条の2 給与条例第25条(第2項第2号及び第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第25条第1項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給			
	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500

27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700
29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200

75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300
77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	
115		302,300	
116		302,700	
117		302,900	
118		303,100	
119		303,400	
120		303,700	
121		304,100	
122		304,300	

123		304, 600
124		304, 900
125		305, 200

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。  
(令和 5 年 12 月 27 日 掲示済)

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 37 号**

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 8 年奈良市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 12 月 27 日 掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 38 号**

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

7 の 2	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき  400 円
-------	---------------------	---	---------------------------------------

別表第 9 項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除

かかれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>9の2</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書の請求された事項と同一の事項が記載された除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
------------	----------------------------	--	-------------------------------------

別表第11項中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加える。

別表第12項中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加える。

附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

（令和5年12月27日揭示済）

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

**奈良市条例第39号**

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）」を削る。

（奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「18歳未満の児童」に改める。

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。  
(実施のための準備)
- 2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(令和5年12月27日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第40号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第10条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の6の2中「及び第16条の3」を「、第16条の3及び第16条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の7中「第16条」の次に「及び第16条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「」となつた」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を加え、「(被保険者数が増加若しくは)」を「(被保険者数が増加又は)」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「世帯別平等割額を除く。）又は」を「世帯別平等割額を除く。）若しくは」に、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「とする。）又は」を「とする。）若しくは」に、「でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた」を「でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に改め、同条第2項中「第12条の6の6の額又は」を「第12条の6の6の額若しくは」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項の各号に定める額」を「、第16条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第16条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
  - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。
  - 5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
    - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
    - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - 6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第12条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
  - 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。
  - 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。  
第21条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第 1 項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 16 条の 4 の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和 5 年度分の当該保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

(令和 5 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 41 号**

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成 8 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘五丁目 3 番 9 号
---------------	---------------------

別表奈良市明治地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

奈良市二名地域ふれあい会館	大会議室	770
	会議室 A	300
	会議室 B	300
	会議室 C	300

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 42 号**

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表第11」を「別表第12」に改める。

別表第1に次のように加える。

ランニングステーション	奈良市鴻ノ池ランニングステーション	奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号
-------------	-------------------	-----------------

別表第1の2中

野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日になるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで。
体育館		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。
武道場		午前9時から午後9時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場		
スケートボードパーク		

を

野球場	水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）、休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日になるときを除く。）及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日に使用する場合及びアマチュアスポーツ以外のスポーツに使用の場合は、午前9時から午後5時まで。
体育館		午前9時から午後9時まで。ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。
武道場		午前9時から午後9時まで
弓道場		
クラブハウス		
陸上競技場		
スケートボードパーク		
ランニングステーション		

に改める。

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12（第5条関係）

ランニングステーション使用料

区分	全日	
	9:00~21:00	
個人使用 (1人当たり)		円 400

独占使用	28,000
備考	
<p>1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。</p> <p>2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。</p> <p>4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	
附 則	
この条例は、規則で定める日から施行する。	
(令和5年12月27日揭示済)	
奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。	
令和5年12月27日	
奈良市長 仲 川 元 庸	
<b>奈良市条例第43号</b>	
奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	
奈良市自転車駐車場条例（昭和59年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。	
第2条の表奈良市高の原第一自転車駐車場の項を削る。	
第3条第1号中「及び奈良市高の原第一自転車駐車場」を削る。	
別表の1の表中「、奈良市高の原第一自転車駐車場」を削る。	
附 則	
この条例は、令和6年4月1日から施行する。	
(令和5年12月27日揭示済)	
奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。	
令和5年12月27日	
奈良市長 仲 川 元 庸	
<b>奈良市条例第44号</b>	
奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例	
(奈良市営住宅条例の一部改正)	
第1条 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。	
目次中「第50条」を「第51条」に、「第51条」を「第52条」に改める。	
第6条第1項第1号ク(ア)中「又は配偶者暴力防止等法」を「、配偶者暴力防止等法」に改める。	
第7章中第51条を第52条とする。	
第6章中第50条を第51条とし、第49条の次に次の1条を加える。	
(指定管理者)	
第50条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる市営住宅及び共同施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者に行わせることができる。	
(1) 市営住宅の入居者の募集に関すること。	
(2) 市営住宅の家賃の徴収に関すること。	
(3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。	
(4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。	
(5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するもののうち市長が定めるもの	
(奈良市改良住宅条例及び奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正)	
第2条 次に掲げる条例の規定中「及び第51条」を「、第50条及び第52条」に改める。	
(1) 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第5条第1項	

(2) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第6条第1項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年12月27日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第45号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同項第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 外来患者の診療の受付時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時30分から午前11時30分までとする。ただし、指定管理者は、指定管理者が別に定める診療科について、午後1時30分から午後4時までについても外来患者の診療の受付時間とすることができる。

附則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(令和5年12月27日揭示済)

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第46号

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第12条」を削り、同条第3項を削る。

第20条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第2項中「、第12条」を削り、同条第3項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年12月27日揭示済)

## 規

## 則

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第61号

旅館業法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則（平成14年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書及び第3項を削る。

第3条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業譲渡承継承認申請書（別記第1号様式の2）とする。

2 前項の申請書には、省令第 1 条の 3 第 2 項に定めるもののほか、譲受人が法人であるときは、譲受人の登記事項証明書を添えなければならない。  
 第 9 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。  
 別記第 1 号様式中

そ の 他	玄 関 帳 場 等	1 玄関帳場 ( m <sup>2</sup> ) 2 玄関帳場に類する設備 (設備の概要 ) 3 玄関帳場等に代替する機能を有する設備 (設備の概要 )	
	ロ ビー 又 は 玄 関 広 間	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	
	食 堂	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	
	調 理 室	有 ( 箇所、 m <sup>2</sup> 、 他 の 業 種 と の 兼 用 の 有 無 ) ・ 無 有 ・ 無	
	冷 ・ 暖 房 施 設	冷 房 設 備	暖 房 設 備
		有 ・ 無	有 ・ 無
	寝 具 類	人分	
	使 用 水	上水道水 ・ 簡易水道水 ・ 井戸水 ・ その他 ( )	
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第 4 条第 4 号に該当することの有無	有 ・ 無	
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第 4 条第 5 号に該当することの有無	有 ・ 無	
営業を譲り受けたことを証する旨			

を

	玄 関 帳 場 等	1 玄関帳場 ( m <sup>2</sup> ) 2 玄関帳場に類する設備 (設備の概要 ) 3 玄関帳場等に代替する機能を有する設備 (設備の概要 )	
	ロ ビー 又 は 玄 関 広 間	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無	

その他	食 堂	有 ( m <sup>2</sup> ) ・ 無		に、	
	調 理 室	有 ( 箇所、 m <sup>2</sup> 、他の業種との兼用の有無 ) ・ 無 有 ・ 無			
	冷 ・ 暖 房 施 設	冷 房 設 備	暖 房 設 備		
		有 ・ 無	有 ・ 無		
	寝 具 類	人分			
	使 用 水	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他 ( )			
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第4号に該当することの有無	有 ・ 無			
	奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第5号に該当することの有無	有 ・ 無			

「添付書類

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面（各階平面図及び立面図）
- (2) 営業施設の設置場所の周囲おおむね250メートルの区域内の見取図（当該区域内に法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定された土地を含む。）があるときは、その施設名及びその施設の位置を明示すること。）
- (3) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し
- (4) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (5) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

提示書類

旅館業法施行規則第1条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則第2条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

「添付書類

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面（各階平面図及び立面図）
- (2) 営業施設の設置場所の周囲おおむね250メートルの区域内の見取図（当該区域内に法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定された土地を含む。）があるときは、その施設名及びその施設の位置を明示すること。）
- (3) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し
- (4) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (5) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

旅館業営業譲渡承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

譲受人 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

譲渡人 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり旅館業の営業者の地位の譲渡による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

営 業 設	名 称	
	所 在 地	
営 業 の 種 別		旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
譲 渡 人	住 所 <small>(法人にあっては、その 主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</small>	
譲 受 人	住 所 <small>(法人にあっては、その 主たる事務所の所在地)</small>	
	氏 名 <small>(法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</small>	
譲 渡 予 定 年 月 日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無		有の場合はその内容 有 ・ 無 ( )

添付書類

- (1) 旅館業営業の譲渡を証する書類
- (2) 譲受人が法人であつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第2号様式及び第3号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

別記第4号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。

別記第5号様式中「旅館業営業許可申請書（旅館業営業合併承継承認申請書・旅館業営業分割承継承認申請書・旅館業営業相続承継承認申請書）」を「旅館業営業許可申請書等」に改める。

(奈良市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市公衆浴場法施行細則（平成14年奈良市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項を削る。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「第3条の2」を「第3条の2第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業譲渡承継届（別記第1号様式の2）とする。

2 前項の届書には、省令第1条の2第2項に定めるもののほか、届出者が法人であるときは、届出者の登記事項証明書を添えなければならない。

別記第1号様式中

そ	近 公	接 衆	す 浴	る 場	名称	距離	m
					所在地		
の	管 置	理 く	者 場	を 合	管理者の住所		
					管理者の氏名		
他	使用水の種別				上水道水・簡易水道水・井戸水・その他（ ）		
	使用燃料の種別						
	営業を譲り受けたことを証する旨						

を

そ	近 公	接 衆	す 浴	る 場	名称	距離	m
					所在地		
の	管 置	理 く	者 場	を 合	管理者の住所		
					管理者の氏名		
他	使用水の種別				上水道水・簡易水道水・井戸水・その他（ ）		
	使用燃料の種別						

に、

「添付書類

- (1) 営業施設の設置場所の周囲おおむね400メートルの区域内の見取図（当該区域内に他の公衆浴場があるときは、当該公衆浴場の位置を明示すること。）
- (2) 営業施設の平面図及び立面図
- (3) 発熱装置（電化浴場のときは、電気装置及び使用方法）を記載した書類

- (4) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (5) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し
- (6) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

提示書類

公衆浴場法施行規則第1条ただし書、奈良市公衆浴場法施行細則第2条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、営業を譲り受けたことを証する書類

「添付書類

- (1) 営業施設の設置場所の周囲おおむね400メートルの区域内の見取図（当該区域内に他の公衆浴場があるときは、当該公衆浴場の位置を明示すること。）
- (2) 営業施設の平面図及び立面図
- (3) 発熱装置（電化浴場のときは、電気装置及び使用方法）を記載した書類
- (4) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (5) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し
- (6) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第3条関係)

公衆浴場営業譲渡承継届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり公衆浴場の営業者の地位を譲渡により承継しましたので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
譲渡した者の住所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕	
譲渡した者の氏名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	
譲 渡 年 月 日	年 月 日

添付書類

- (1) 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第5号様式中「公衆浴場営業許可申請書（公衆浴場営業相続承継届・公衆浴場営業合併承継届・公衆浴場営業分割承継届）」を「公衆浴場営業許可申請書等」に改める。

(奈良市美容師法施行細則の一部改正)

第3条 奈良市美容師法施行細則（平成14年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削り、同条第3項ただし書を削り、同項第3号を削る。

第8条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

省令第20条の2第1項に規定する届出書は、美容所譲渡承継届（別記第6号様式の2）とする。

2 前項の届出者が法人であるときは、登記事項証明書を提示しなければならない。

別記第2号様式中

営業を譲り受けたことを証する旨		を
※実地調査意見 年 月 日 環境衛生監視員		

※実地調査意見 年 月 日 環境衛生監視員	に、
-----------------------------	----

- 「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書
- (4) 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、奈良市美容師法施行細則第3条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書」に改める。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第8条関係)

美容所譲渡承継届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり譲渡により美容所開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

美 容 所	所 在 地	
	名 称	
美容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日	第 号	年 月 日
譲渡した者の住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕		
譲渡した者の氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕		
譲 渡 の 年 月 日	年 月 日	

提示書類 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

添付書類 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(奈良市理容師法施行細則の一部改正)

第 4 条 奈良市理容師法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削り、同条第 3 項ただし書を削り、同項第 3 号を削る。

第 8 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

省令第 20 条の 2 第 1 項に規定する届出書は、理容所譲渡承継届（別記第 6 号様式の 2）とする。

2 前項の届出者が法人であるときは、登記事項証明書を提示しなければならない。

別記第 2 号様式中

営業を譲り受けたことを証する旨		を
※実地調査意見 年      月      日 <div style="text-align: right;">環境衛生監視員</div>		

※実地調査意見 年      月      日 <div style="text-align: right;">環境衛生監視員</div>		に
---	--	---

改め、

「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書

(4) 理容師法施行規則第 19 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書、奈良市理容師法施行細則第 3 条第 2 項ただし書又は同条第 3 項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

「(3) 届出者が法人であるときは、登記事項証明書」に改める。

別記第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第6号様式の2 (第8条関係)

理 容 所 譲 渡 承 継 届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり譲渡により理容所開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

理 容 所	所 在 地	
	名 称	
理容所検査確認済証の確認番号及び確認年月日		第 号 年 月 日
譲渡した者の住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕		
譲渡した者の氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕		
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日

提示書類 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

添付書類 届出者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）



(2) クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業を譲り受けたことを証する書類

「届出者が法人であるときは、登記事項証明書」に改める。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式の2 (第7条関係)

クリーニング所譲渡承継届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり譲渡によりクリーニング所の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所 在 地	
	名 称	
クリーニング所検査 確認済証の確認番号 及び確認年月日	第 号	年 月 日
譲渡した者の住所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕		
譲渡した者の氏名 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕		
譲 渡 の 年 月 日	年	月 日

提示書類 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

添付書類

届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第5号様式の3 (第7条関係)

無店舗取次店譲渡承継届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり譲渡により無店舗取次店の営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	
		保管場所	
		名 称	
譲渡した者の住所 (法人にあつては、その 主たる事務所の所在地)			
譲渡した者の氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)			
譲 渡 の 年 月 日		年 月 日	

提示書類 届出者が法人である場合は、登記事項証明書

添付書類

届出者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

(奈良市食品衛生法等施行細則の一部改正)

第6条 奈良市食品衛生法等施行細則（平成14年奈良市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第11条第1項及び第2項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第12条の見出し中「相続等による」を削り、同条中「第68条第1項」を「第67条の2、第68条第1項」に改める。

別記第3号様式中

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨（提示書類）	<input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類又はその写し

を

添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に

改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第8条関係)

第 号

許可番号:

整理番号:

# 営業許可証

営業者氏名 \_\_\_\_\_

食品衛生法第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日: \_\_\_\_\_

奈良市長

印

記

1. 営業の所在地 \_\_\_\_\_

2. 営業の種類 \_\_\_\_\_

3. 営業の名称  
屋号又は商号 \_\_\_\_\_

4. 有効期間 \_\_\_\_\_

5. 備考 \_\_\_\_\_

別記第6号様式中「相続・」を「譲渡・相続・」に、

被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が2人以上いる場合）	

を

譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名	(ふりがな)	
	(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
	譲渡した者の住所	(法人にあってはその所在地)	
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 <small>・譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。          ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等。</small>		

に

被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が2人以上いる場合）	

改める。

別記第9号様式中

担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

を

担当者	(ふりがな)	電話番号
	担当者氏名	

に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年12月13日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に営業を譲り受けた者に係る第1条の規定による改正前の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則第2条第2項及び第3項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第2条の規定による改正前の奈良市公衆浴場法施行細則第2条第2項、第3項及び第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 4 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第3条の規定による改正前の奈良市美容師法施行細則第3条第2項及び第3項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第4条の規定による改正前の奈良市理容師法施行細則第3条第2項及び第3項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第5条の規定による改正前の奈良市クリーニング業法施行細則第2条第2項、第3項及び第4項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に営業を譲り受けた者に係る第6条の規定による改正前の奈良市食品衛生法等施行細則第7条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際、現に第6条の規定による改正前の奈良市食品衛生法等施行細則第8条の規定に基づき交付されている営業許可証は、第6条の規定による改正後の奈良市食品衛生法等施行細則第8条の規定に基づく営業許可証とみなす。
- 9 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の奈良市公衆浴場法施行細則、第3条の規定による改正前の奈良市美容師法施行細則、第4条の規定による改正前の奈良市理容師法施行細則、第5条の規定による改正前の奈良市クリーニング業法施行細則及び第6条の規定による改正前の奈良市食品衛生法等施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年12月13日掲示済)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第62号**

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良市興行場法施行細則の一部改正)

第1条 奈良市興行場法施行細則(平成14年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項を削る。

第8条第1項の表相続があったときの地位の承継の項の前に次のように加える。

譲渡があったときの地位の承継	興行場営業譲渡承継届(別記第1号様式の2)	(1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類 (2) 届出者が法人にあっては、法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
----------------	-----------------------	--

第8条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 譲渡による営業者の地位の承継の届出の場合

ア 譲渡したものの住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

イ 譲渡の年月日

別記第1号様式中

使用水の種別	上水道水・簡易水道水・井戸水・その他( )
営業を譲り受けたことを証する旨	

を



第1号様式の2 (第8条関係)

興行場営業譲渡承継届

年 月 日

(宛先) 奈良市保健所長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり興行場の営業者の地位を譲渡により承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

興行場の名称	
興行場の所在地	電話
興行場の種別	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
譲渡した者の住所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕	
譲渡した者の氏名 〔法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	
譲渡年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

別記第5号様式中「興行場営業許可申請書（興行場営業相続承継届・興行場営業合併承継届・興行場営業分割承継届）」を「興行場営業許可申請書等」に改める。

（奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成14年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第4条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「許可証及び」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出により、許可証の記載事項に変更が生じたときは、食鳥処理事業許可証書換え交付申請書（別記第4号様式の2）に当該許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

第9条中第4項を第7項とし、第3項を第6項とし、第2項の次に次の3項を加える。

3 前項の規定により認定証の交付を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたときは、確認規程認定証書換え交付申請書（別記第10号様式の2）に認定証を添えて、市長に提出しなければならない。

4 認定小規模食鳥処理事業者は、認定証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、確認規程認定証再交付申請書（別記第10号様式の3）に、毀損し、又は汚損した認定証を添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の規定により認定証の再交付を受けた者は、紛失した認定証を発見したときは、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「添付書類

(1) 食鳥処理事業許可証 を「添付書類 変更の事実を証する書面」に改め、同様式の次に次

(2) 変更の事実を証する書面 」

の1様式を加える。

第4号様式の2 (第4条関係)

食鳥処理事業許可証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり食鳥処理事業許可証の記載事項に変更がありましたので、奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第4条第2項の規定により届け出ます。

食鳥処理場の名称及び 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類 食鳥処理事業許可証

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「相続（合併・分割）」を「（譲渡・相続・合併・分割）」に、

食鳥処理場の名称及び所在地		を
---------------	--	---

食鳥処理場の名称及び所在地		に、
譲	譲渡した者の氏名 (法人にあってはその名称 及び代表者の氏名)	
渡	譲渡した者の住所 (法人にあってはその所在地)	

「相続（合併・分割）の」を「譲渡・相続・合併・分割した」に改め、「書面」の次に「又は譲渡が行われた事実を証する書面」を加える。

別記第10号様式の次に次の2様式を加える。

第10号様式の2 (第9条関係)

確認規程認定証書換え交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり確認規程認定証の記載事項に変更がありましたので、奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第9条第3項の規定により届け出ます。

食鳥処理場の名称及び 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類 確認規程認定証

第10号様式の3 (第9条関係)

確認規程認定証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

次のとおり確認規程認定証の再交付を受けたいので、奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第9条第4項の規定により申請します。

食鳥処理場の名称 及び所在地	
確認規程の認定年月 日及び認定番号	
再交付申請の理由	

添付書類 毀損し、又は汚損した場合は認定証

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に営業を譲り受けた者に係る第1条の規定による改正前の奈良市興行場法施行細則第2条第2項、第3項及び第4項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市興行場法施行細則及び第2条の規定による改正前の奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年12月13日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第63号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式中「市・県民税（普通徴収分）」を「市・県民税、森林環境税（普通徴収分）」に改める。

別記第37号様式中「市・県民税（特別徴収分）」を「市・県民税、森林環境税（特別徴収分）」に改める。

別記第40号様式（その1）（表）中 「 職業・勤務先（所在地） 」 を 「 業種又は職業 」 に、

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所	※国外居住者の場合は①親族関係書類と②送金関係書類を添付してください。	
	(氏名)	(住所)
	(氏名)	(住所)

を

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所	氏名	住所	国外居住
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

に

改め、同様式（その1）（裏）及び（その2）を次のように改める。

(その1)

(裏)

5 日給等の内訳 (源泉徴収票等の証明のない方は記入してください。)

Table with 4 columns: 月, 日給, 勤務日数, 月収等. Includes summary rows for 賞与等 and 合計, and fields for 法人番号, 勤務先名, 電話番号.

6 市民税・県民税の納税方法

給与所得及び公的年金等に係る所得以外 (年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法. Includes checkboxes for 給与から天引き (特別徴収) and 自分で納付 (普通徴収).

7 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項

(収支内訳書を添付してください。)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額. Includes a field for 国外株式等に係る外国所得税額.

8 配当所得に関する事項

Table with 4 columns: 配当所得の種類, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a field for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 3 columns: 種目, 収入金額, 必要経費.

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

Table with 5 columns: 総合課税 (短期, 長期), 一時, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額. Includes a formula for 合計ケ + [(コ+サ) × 1/2].

11 事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者給与(控除額), 従事月数, 個人番号.

12 事業税に関する事項

Table with 2 columns: 非課税所得など, 所得金額. Includes fields for 損益通算の特例適用前の不動産所得, 事業用資産の譲渡損失など, 前年中の開業・廃業, 他都道府県の事務所等.

13 寄附金税額控除に関する事項

Table with 4 columns: 寄附金額, 寄附先, 奈良県条例指定分, 奈良市条例指定分.

14 所得金額調整控除に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 個人番号. Includes a field for 別居の場合の住所.

15 所得がなかった方の記入欄

前年中に所得がなかった方又は扶養されていた方等は、記入してください。 (1) 前年中に所得がなかった方 (生活状況について、該当するものを○で囲んでください。)... (2) 扶養されていた方... (3) 国外に住んでいた方... (4) 上記(1)~(3)に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第 40 号様式の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市、県民税について適用する。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第 35 号様式、第 37 号様式及び第 40 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 5 年 12 月 21 日揭示済)

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第 64 号**

奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年奈良市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等をする者又は市の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、次に掲げる事項を市の機関等の定めるところにより、当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省、法務省、経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）

(3) 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市の機関等が指定する電子証明書

3 市の機関等は、第 1 項本文の規定により同項第 2 号に掲げる事項が入力され申請等が行われた場合において、特に必要があると認めるときは、当該入力事項の確認のために必要な限度において、同号の他の条例等の規定により

併せて提出すべきこととされている書面等の提出を求めることができる。

- 4 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。
- 5 市の機関等は、第1項の規定により申請等が行われる場合において、同項第2号の他の条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、当該書面等に記載すべき事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等に記載すべき事項の入力又は当該書面等の提出を省略させることができる。

（申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用
- (2) 電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に、申請等をする者が電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置  
（情報通信技術による手数料等の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法
- (2) 第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法  
（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市の機関等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市の機関等が認める場合  
（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第9条 市の機関等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市の機関等の定めるところにより、市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号のいずれかに該当する方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 第8条の電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市の機関等の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関等が別に定める方式  
（処分通知等に係る氏名又は名称を明らかにする措置）

第11条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、市の機関等が、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて送信する措置とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第12条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする事情があると市の機関等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市の機関等が認める場合  
（電磁的記録による縦覧等）

第13条 市の機関等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した

書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 14 条 市の機関等は、条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置)

第 15 条 条例第 6 条第 3 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、市の機関等が、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信する措置とする。

(適用除外)

第 16 条 条例第 7 条第 1 号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市の機関等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると市の機関等が認める手続等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市の機関等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第 17 条 条例第 8 条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成 15 年政令第 27 号)第 5 条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第 8 条の規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 12 月 27 日掲示済)

## 告 示

### 奈良市告示第 521 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	位 置	区 域	供用開始日
疋田町四丁目街区公園	奈良市疋田町四丁目 141 番 142、奈良市疋田町四丁目 141 番 143、奈良市疋田町 756 番 4	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	令和 5 年 12 月 4 日

(令和 5 年 12 月 4 日掲示済)

### 奈良市告示第 529 号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 12 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成 21 年奈良市告示第 131 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「2,554,000 円」を「2,558,000 円」に、「4,676,000 円」を「4,734,000 円」に、「67,000 円」を「69,000 円」に

円」に、「407,000円」を「409,000円」に、「183,000円」を「184,000円」に、「3,071,000円」を「3,099,000円」に改め、同表2の項中「2,554,000円」を「2,558,000円」に、「3,942,000円」を「3,978,000円」に、「56,000円」を「58,000円」に、「2,441,000円」を「2,451,000円」に改め、同表3の項中「1,785,000円」を「1,823,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「4,123,000円」を「4,216,000円」に、「59,000円」を「63,000円」に、「330,000円」を「339,000円」に、「149,000円」を「152,000円」に、「1,042,000円」を「1,063,000円」に、「2,528,000円」を「2,582,000円」に改め、同表4の項中「1,785,000円」を「1,823,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「3,300,000円」を「3,370,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「47,000円」を「50,000円」に、「178,000円」を「182,000円」に、「80,000円」を「82,000円」に、「1,042,000円」を「1,063,000円」に、「1,824,000円」を「1,861,000円」に改め、同表備考第6項中「令和5年3月31日までに同項に規定する」を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月6日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和5年12月6日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第20号

奈良市企業局の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規程

奈良市企業局の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和5年奈良市条例第33号)の施行に関しては、奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和5年奈良市規則第64号)の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和5年12月27日掲示済)

奈良市企業局管理規程第21号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100

2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			

79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								

	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(令和5年12月27日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第22号**

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の給与の支給等に関する規程（令和2年奈良市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「給与規程第31条」の次に「(第4項を除く。)」を加え、同条第2項中「及び第26条」を「、次条、第26条及び第26条の2」に改める。

第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 給与規程第32条(第4項を除く。)規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与規程第32条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって勤勉手当基礎額とする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

第26条第1項中「給与規程第31条から」を「給与規程第31条(第4項を除く。)から」に改め、「この条」の次

に「及び次条」を加え、「(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して管理者が別に定める額を除く。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 給与規程第32条(第4項を除く。)の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与規程第32条第3項中「給料の月額(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額(日額又は時間額で給料が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料の1箇月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する給与規程第32条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって勤勉手当基礎額とする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500
14	177,600	228,200	258,700
15	179,100	229,600	259,900
16	180,700	231,000	261,100
17	181,800	232,400	262,300
18	183,200	234,000	263,600
19	184,600	235,500	264,900
20	186,000	236,900	266,200
21	187,300	238,100	267,600
22	189,600	239,700	269,100
23	191,800	241,200	270,700
24	194,000	242,600	272,200
25	196,200	243,600	273,800
26	197,900	245,100	275,500
27	199,400	246,400	277,100
28	200,900	247,600	278,700

29	202,400	248,700	280,300
30	203,800	249,700	281,800
31	205,200	250,600	283,300
32	206,600	251,500	284,800
33	208,000	252,400	285,900
34	209,300	253,300	287,500
35	210,600	254,100	289,000
36	211,900	254,900	290,500
37	213,200	255,600	291,900
38	214,400	256,700	293,500
39	215,600	257,900	295,100
40	216,700	259,000	296,700
41	217,800	260,200	298,200
42	218,900	261,400	299,800
43	219,900	262,500	301,300
44	220,900	263,600	302,800
45	221,800	264,700	304,400
46	222,700	265,800	306,000
47	223,600	266,900	307,600
48	224,500	267,900	309,100
49	225,400	268,900	310,000
50	226,300	269,900	311,500
51	227,200	270,900	313,000
52	228,100	271,800	314,600
53	228,900	272,700	316,200
54	229,800	273,600	317,800
55	230,700	274,500	319,300
56	231,500	275,400	320,800
57	231,800	276,300	322,200
58	232,600	277,200	323,400
59	233,300	278,100	324,500
60	233,900	279,000	325,600
61	234,500	280,000	326,300
62	235,200	281,000	327,200
63	235,800	281,900	328,000
64	236,300	282,800	328,800
65	236,800	283,300	329,600
66	237,300	284,000	330,000
67	237,800	284,700	330,600
68	238,400	285,600	331,300
69	238,900	286,600	332,100
70	239,400	287,400	332,800
71	239,900	288,200	333,500
72	240,400	289,000	334,100
73	240,900	289,700	334,600
74	241,400	290,200	335,200
75	241,800	290,600	335,700
76	242,300	291,000	336,300

77	242,800	291,200	336,600
78	243,300	291,500	337,100
79	243,800	291,700	337,500
80	244,300	292,000	337,900
81	244,700	292,200	338,300
82	245,200	292,400	338,800
83	245,600	292,700	339,300
84	246,000	292,900	339,800
85	246,400	293,200	340,100
86	246,800	293,500	340,500
87	247,200	293,800	341,000
88	247,600	294,100	341,400
89	248,000	294,400	341,700
90	248,500	294,800	342,100
91	248,800	295,100	342,600
92	249,100	295,500	343,000
93	249,400	295,700	343,200
94		295,900	343,600
95		296,200	344,100
96		296,600	344,500
97		296,800	344,700
98		297,100	345,100
99		297,500	345,500
100		297,900	345,800
101		298,100	346,100
102		298,400	346,500
103		298,800	346,900
104		299,100	347,300
105		299,300	347,800
106		299,600	348,200
107		300,000	348,600
108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	
115		302,300	
116		302,700	
117		302,900	
118		303,100	
119		303,400	
120		303,700	
121		304,100	
122		304,300	
123		304,600	
124		304,900	

125

305, 200

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項の改正規定及び第 26 条第 1 項の改正規定（「この条」の次に「及び次条」を加える部分を除く。）は公布の日から、別表第 1 の改正規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 12 月 27 日 掲 示 済)

**教 育 委 員 会**

奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

**奈良市教育委員会規則第 10 号**

奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年奈良市条例第 33 号）の施行に関しては、奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年奈良市規則第 64 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 5 年 12 月 27 日 掲 示 済)